

■学生委員会 団体登録・競技者登録に関するよくある質問

2024年3月5日現在

NO.	Q	A	備考
01	大学院生は競技者登録できますか？	登録できません。学部の正規課程に所属する学生が登録の対象となります。	学生委員会規約第4条①
02	高等専門学校生は競技者登録できますか？	4・5年生は登録の対象となります。	学生委員会規約第4条① 「高専4・5年生の登録について」 (2024.2.6付)
03	専門学校に所属しています。競技者登録できますか。	登録できません。学生委員会への登録は学校教育法第1条に定める大学となっています。	学生委員会規約第4条①
04	科目等履修生や特別聴講生は競技者登録できますか？	登録できません。登録できるのは、4年制や6年制など学位取得を目指す学部の正規課程に所属する学生に限ります。	
05	外国人留学生は競技者登録できますか？	留学生が加盟校にどのように在籍しているかにより異なります。 4年制や6年制など学位取得を目指す学部の正規課程に所属する留学生は登録できます。 交換留学やセミナー、短期留学等、正規の課程ではなく短期の学びに来ている留学生は登録できません。	
06	4年制課程の学生ですが、留年し、5年目も在学しています。競技者登録できますか？	学部生として在学していますので、登録の対象となります。ただし、すでに1年生から4年生まで4回登録し、登録回数の制限を超えている場合は登録できません。	学生委員会規約第27条
07	医学部医学科で6年制課程です。何回競技者登録できますか？	6回可能です。ただし、日本学生選手権への出場は4回目の登録年度までとなります。	学生委員会規約第27条、37条③

NO.	Q	A	備考
08	4年制大学卒業後、医学部医学科6年制課程に入学しました。競技者登録できますか？	<p>4年制大学在学中に一度も登録していないのであれば、6回登録可能です。</p> <p>4年制大学在学中に4回登録しているのであれば、あと2回登録可能です。ただし、日本学生選手権には出場できません。全国国公立大学選手権には出場可能ですが、他の加盟校から転学して満1年を経過しない場合は、学生委員会の承認がないと出場できません。</p>	学生委員会規約第27条、37条②③、44条②
09	現在競技者登録していますが、家庭の都合で大学を退学し、別の大学に編入することになりました。編入後の大学で競技者登録できますか。	<p>他の加盟校から転学して満1年を経過しない場合、競技会への出場が制限されることがあります。所属支部にお問い合わせください。</p> <p>なお、登録できた場合も登録回数は通算されます。転学前の大学で1回登録し、転学後の大学が4年制課程で2年生に編入学した場合は、あと3回登録できます。編入した大学が6年制課程で2年生に編入学した場合は、あと5回登録できます。日本学生選手権・全国国公立大学選手権への出場を希望する場合も、他の加盟校から転学して満1年を経過しない場合は、学生委員会の承認がないと出場できません。また、日本学生選手権への出場は転学前の大学と通算して4回目の登録年度までしか出場できません。</p>	学生委員会規約第27条、37条②③、44条②
10	短期大学を卒業し、4年制大学に編入します。日本学生選手権・全国国公立大学選手権には出場できますか。	<p>出場できます。短期大学卒業から大学への編入は、転学ではなく、進学とみなしますので、他の加盟校から転学して満1年を経過しない場合には該当しません。ただし、登録回数・日本学生選手権の出場回数については短期大学時を通算した回数が制限回数となります。</p>	学生委員会規約第27条、37条③

NO.	Q	A	備考
11	高等専門学校を卒業し、4年制大学に編入します。日本学生選手権・全国国公立大学選手権には出場できますか。	出場できます。高等専門学校卒業から大学への編入は、転学ではなく、進学とみなしますので、他の加盟校から転学して満1年を経過しない場合には該当しません。ただし、登録回数・日本学生選手権の出場回数については高等専門学校時を通算した回数が制限回数となります。	学生委員会規約第27条、37条③
12	短期大学を卒業し、短期大学専攻科に進学します。競技者登録できますか。	登録可能です。専攻科1年次を大学3年次、専攻科2年次を大学4年次として登録してください。	学生委員会規約第4条②
13	高等専門学校を卒業し、高等専門学校専攻科に進学します。競技者登録できますか。	登録可能です。専攻科1年次を大学3年次、専攻科2年次を大学4年次として登録してください。	学生委員会規約第4条②
14	高等学校専攻科に所属しています。学生委員会に競技者登録できますか。	高等学校専攻科は個別審査となります。登録を希望する都度、所属支部にお問い合わせください。	学生委員会規約第4条② 「高等学校専攻科の登録について」(2024.2.6付)
15	省庁大学校に所属しています。学生委員会に競技者登録できますか。	省庁大学校は個別審査となります。現在、未加盟の学校については所属支部にお問い合わせください。	学生委員会規約第4条②
16	秋学期入学の予定です。登録回数はどうなりますか。	競技者登録は4月1日～3月31日を1登録年度として1回のカウントとなります。秋学期入学の場合は1回目の登録を入学後すぐに始めるか、最初の半年間は登録せずに翌年4月になってから登録を開始するか自己判断してください。 ただし、たとえ登録期間内であっても入学前、卒業後は学生委員会の大会に正式出場はできません。	学生委員会規約第23条、26条、27条
17	4年制課程の学生ですが、1～3年生は登録、4年生の時に休学して1年間登録しませんでした。5年目に競技者登録できますか？	復学して、学部生として在学しているのであれば、4回目として登録できます。ただし、休学以外の理由により登録年度が連続しない場合は登録を認められないことがありますので事前に所属支部にお問い合わせください。	学生委員会規約第23条、27条

NO.	Q	A	備考
18	大学を休学します。競技者登録できますか。	休学中は原則として登録できませんが、休学理由や休学時期により登録できることがあります。理由によっては、個別審査ができることもありますので、所属支部にお問い合わせください。	学生委員会規約第 23 条
19	休学中は競技会に出場できますか。	原則として競技会には出場できません。	学生委員会規約第 23 条
20	留学をするため、大学を半年間休学します。競技者登録できますか。	休学中は原則として登録できませんが、休学理由や休学時期により登録できることがあります。 4月から3月のうち、休学しない半年間に大会出場を希望する場合は、競技者登録をしてください。ただし、半年間でも1回の登録となります。いつ登録するかは自己判断してください。	学生委員会規約第 23 条、27 条
21	本母校は関東支部にありますが、同じ関東支部に所在する別キャンパスに所属しています。学生委員会に競技者登録できますか。	学生委員会への加盟は 1 校につき1つしか団体登録できません。同一支部内の別キャンパスの場合は、本母校と情報共有のうえ、同じ団体の競技者として登録申請をしてください。	
22	本母校は関東支部にありますが、別キャンパスとして中部支部に所在するキャンパスに所属しています。学生委員会に競技者登録できますか。	学生委員会への加盟は 1 校につき1つしか団体登録できません。 ただし、複数支部にまたがるキャンパスを有する場合は、団体登録の特例があります。登録や大会出場に関する制限がありますので、所属支部にお問い合わせください。	「複数支部にまたがるキャンパスを有する大学の学生委員会加盟について」(2024.2.6 付)
23	複数支部にまたがるキャンパスとして、団体登録が特例で認められました。日本学生選手権・全国国公立大学選手権には出場できますか。	学校対抗という特性から、特例として認められた団体では出場できません。出場する場合は本部水泳部の一員として出場を目指すことになります。詳細は所属支部にお問い合わせください。	「複数支部にまたがるキャンパスを有する大学の学生委員会加盟について」(2024.2.6 付)

2024 年 3 月 5 日初版